

令和7年度指定管理者運営状況検証委員会 議事要旨

1 開催日時 令和8年2月9日(月) 9時00分～10時20分

2 開催方法 WEB会議(Teams)

3 出席者

(1) 主宰

企画財政部 高窪行政・デジタル改革局長

(2) 委員

青木淳子委員、佐藤恵委員、鈴木雅也委員、平本沙乙里委員

(3) 施設所管課

公園スタジアム課、生涯学習推進課、スポーツ振興課

(4) 事務局

行政・デジタル改革課

4 次第

(1) 開会

(2) 主宰挨拶

(3) 委員紹介

(4) 全般説明

<会議を公開することについて、委員了承。 → 傍聴者2名入室>
(事務局より資料内容を説明)

(5) 議事

① 上尾運動公園、羽生水郷公園、春日部夢の森公園

【管理・運営に係る課題等についての説明】

(公園スタジアム課)

まず、上尾運動公園の概要について御説明します。本公園は、県のスポーツ振興拠点でもあり、陸上競技場と体育館は、昭和42年の第22回国民体育大会の主会場として建設しました。また、昭和46年には国道17号を挟んだ東側に大型レジャープールを建設しました。なお、このレジャープールは令和3年度で営業を終了し、令和5年度にプール施設の解体工事を終えています。現在、プール跡地を含め公園の東側エリアは、埼玉県スポーツ振興課において進めている埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業の事業エリアとなっており、また、西側エリアの体育館などの既存施設の整備方針についても、スポーツ科学拠点施設との施設間の連携や相乗効果を最大化する視点で検討する予定です。主な施設として、陸上競技場や体育館、テニスコートがあります。管理運営状況評価については、過去3年間とも総合評価はAでした。

次に、羽生水郷公園の概要について御説明します。本公園は昭和56年に国の天然記念物ムジナモの自生地を有する公園として開設され、昭和58年にはさいたま水族館を開設し、県内に生息する淡水魚を中心に展示しています。文化教養型リクリエーション拠点として、自然環境学習の場の創出などを目的に設置しています。主な施設として、水族館、多目的広場があります。管理運営状況評価については、令和6年度の総合評価はC、令和5年度、4年度の総合評価はAでした。令和6年度の総合評価がCとなった理由は、指定管理者が行ったトイレのフラッシュバルブの交換、スルースバルブの交換、風除室の撤去について、本来ですと事前に県へ報告し、それから修繕をするというのが流れとなっていますが、その手続きが行われていなかったことによるものです。3回あったということでCとしました。県からは再発防止策を要求し、執行手順フローを改めさせたところ、それ以降は改善しています。

続いて、春日部夢の森公園の概要について御説明します。本公園は、令和3年10月に開設された最も新しい県営公園です。緑の少ない県の都市部において、まとまった緑を県民と

の協働により創出することを目的とした公園で、県民による育苗や植樹、樹木の育成などを行い、潤いや安らぎのある自然環境を次世代に引き継ぐことを目的としています。主な施設として、芝生広場や大型休憩舎があります。管理運営状況評価については、過去3年間とも総合評価はAでした。

収支の状況については、上尾運動公園はスポーツ施設利用者の増による利用料金収入の増、羽生水郷公園は売店での売上の増による自主事業収入の増などにより黒字となっています。一方、春日部夢の森公園は令和4年度、令和5年度は黒字ですが、令和6年度は、会議室の利用者が想定より少なかったことや園地管理業務の増による人件費の増などにより、約14万円の赤字となっています。

公募選定時の応募者数については、今回は、上尾運動公園、羽生水郷公園の応募者は1者のみでした。1者のみとなった要因について説明会に参加した企業に対してヒアリングを行ったところ、準備期間が短く社内での意思決定が困難であった、大型運動施設の管理ノウハウがない、などのお話をいただきました。そこで、応募者数の増加に向けて今回の公募では、県のホームページに公園ごとの指定管理期間を一覧で掲載することで、指定管理期間の周期がわかるようにしました。また、各公園の過去5年間分の事業計画書、事業報告書の概要を県のホームページに掲載し、応募前の事前検討が可能なようにしています。さらに、大型運動施設や水族館の運営にノウハウのある企業にも周知を行うなど、応募者の増加に取り組むことで競争性を確保していきたいと考えています。

最後に令和8年度選定に係る基本方針案です。3公園とも選定方法は公募を予定しています。なお、期間については、羽生水郷公園、春日部夢の森公園は、前同様5年間の指定管理期間を想定しています。上尾運動公園については、現在、埼玉県スポーツ振興課において進めているスポーツ科学拠点施設整備運営事業の建設工事の影響等を受けて変更していくことが想定されます。そのため、同事業の事業主体である埼玉県スポーツ振興課と引き続き協議を行い、公募までには適切な指定管理期間を設定したいと考えています。

【質疑】

(委員)

財務面、収支についてですが、上尾運動公園と羽生水郷公園については、支出のその他に本部費も含まれているということを事前に聞きました。本部費は一定の考え方に基づいて配賦されているものだと思いますが、県側でその妥当性を検証しているのでしょうか。

(公園スタジアム課)

県としては、本部費の部分だけを取り上げて評価していません。指定管理者の選定の段階で、県が支払う指定管理委託料全体が前年度と比べてどうかという面で評価しており、内訳の細かいところまで指示や方針を出してはいません。

(委員)

予算との比較というお話でしたが、全体感というかトータルベースでの予算や実績と比較する中で大きな違和感がないかどうかを見ているのでしょうか。それとも、費目ごとに見て原因分析などを行っているのでしょうか。

(公園スタジアム課)

前者です。全体の枠組みの中で数字のボリュームをチェックしています。

(委員)

その中で必要に応じて理由や要因を把握しているという流れでしょうか。

(公園スタジアム課)

はい。そのような状況です。

(委員)

財務面の話ですが、羽生水郷公園については、土産の売店を自主事業として開始したことで収入が増えたということを事前に聞いていますが、一方で、費用面では売店の仕入れ費用が高騰している状況もあると聞いています。自主事業に関しては、収入（売上）だけでなく粗利や利益率の管理・分析をしているのでしょうか。利益率の悪化が見られるようであれば価格改定や商品構成の見直しを行う、といったような対応方針があれば教えてください。

（公園スタジアム課）

県営公園で行われている自主事業については、県として粗利や利益率の評価をしていません。先ほどの指定管理委託料と同様に、まず公園全体としてどれくらいの収入や支出があるのか、その中で指定管理委託料がどれくらいで、自主事業による収入はどれくらいなのか、それに伴い全体の支出の中でどのようにお金を使っていくのかということで、県としては全体の枠組みの中で評価をしています。

（委員）

春日部夢の森公園においては、自主事業の収入、支出について把握されていると事前に聞きましたが、羽生水郷公園や上尾運動公園においても自主事業の収入、支出が予算額、実績額でどれくらいだったのか、県側で把握しているのでしょうか。

（公園スタジアム課）

自主事業全体の収入については県の方でも把握していますし、県議会にも毎年報告しています。ただし、自主事業の細かい内訳までは県の方では把握していません。

（委員）

支出側はどうなんでしょうか。

（公園スタジアム課）

収入側だと、大きく分けて、指定管理委託料、自主事業収入、そして公園で行われる行為許可に伴う料金収入、この3つから評価していますが、一方で支出側は、人件費や委託料といった性質別に分けて全体の支出をチェックしており、自主事業の中でどういう支出の性質だったのかということまでは把握していません。

（委員）

評価項目のうち、利用者の平等な都市公園の利用の確保に係る質問をさせていただきます。令和5年に県営公園で行われた水着撮影会において、一部不適切な利用が見られ、一度許可が下りたものが取り消されたというような事案があり、その後、どのような行為が不適切に当たるのかといった検討もされたかと思えます。この水着撮影会の案件に限った話ではありませんが、埼玉県都市公園条例においては「公共の福祉を阻害するおそれがある」行為については利用が認められないとありますが、少し曖昧かと思われしますので、この「公共の福祉を阻害するおそれがある行為」がどのようなものなのかをお聞きしたいと思います。利用者の平等な都市公園の利用の確保については、料金体系については明示されているものと思いますが、同様に、どのような催し物だったり公共の福祉を阻害するおそれがあるのか、といったことが事前に分かっていなければ、不利益を被ったり、不平等感を感じる人が出てきてしまうのではないかと思います。このような質問をさせていただきました。

（公園スタジアム課）

県営公園は基本、公の施設です。公の施設の取扱いとしては、正当な理由がない限りは公の施設を利用することを拒んではならないと、地方自治法第244条において謳われています。一般的に、公園の利用に当たってのこの「正当な理由」とは、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険があることが明白な場合や、その他公の施設の利用に関する規定に違反して利用する場合などが該当します。都市公園条例の中では委員御指摘のとおり「公共の福祉を阻害するおそれがある」場合は許可をしてはならないとしていますが、公園で行われる利用は多岐に渡り、

全体を統一することが難しいことから、これは個別具体的に判断しています。

(委員)

個別具体的にということは、申請が出た段階で判断するということですか。

(公園スタジアム課)

確認については、申請の前から行います。具体的な事務としては、まずは公園においてこのようなことをしたいといった問合せがあり、その段階から、具体的に何をしたいのか、どれくらいの人数なのか、どういうことが必要なのか、といった確認を始めています。申請の段階では、その内容が法律や法令、公園利用に当たっての禁止事項に該当していないかなどをチェックした上で許可をしています。なお、実際のイベント等の開催の段階でも、公園の管理職員が現場に立ち会い内容等チェックし、おかしな動きがあれば現場で直接指導もしています。

(委員)

その基準は公にはしていないのでしょうか。

(公園スタジアム課)

県営公園においてイベント等の行為を行うには行為許可が必要であり、この許可は指定管理者が行うものになります。先ほどお話をさせていただいた水着撮影会を受けた基準についても指定管理者の方で運用しています。例えば上尾運動公園においては、陸上競技場において高校や中学校の体育祭や運動会が多く行われているため、そうした利用に当たっては、例えば楽器や演奏の応援や、拡声器による音出し、あとは音量などに基準を設けたり、ごみは持ち帰ることといった具体的な基準も設けたりしています。

(委員)

公園の利用については、指定管理者が判断するということでしょうか。

(公園スタジアム課)

はい。指定管理者の権限の中で許認可を行うということです。

(委員)

許可をしない場合はどのような手続きになるのでしょうか。

(公園スタジアム課)

不許可を出す場合もありますが、正式に申請が来る前の問い合わせの段階で内容を確認する中で取り下げてもらう場合もあります。基本的な動きとしては、打合せの中で徐々に内容等が決まっていくものになります。

(委員)

県に直接相談がきたりすることはあるのでしょうか。

(公園スタジアム課)

ケースバイケースにはなりますが、具体的なイベントの取扱いについてや、行為許可の基準や法令についての問合せ等が来ることはあります。

(委員)

その際、県としては、基準に反しているかどうかについて指定管理者にアドバイスすることもあり得るのでしょうか。

(公園スタジアム課)

はい。県としては指定管理者に助言・指導することになっていますので、そのようなアド

バイスも行っています。

(委員)

判断する指定管理者側に対しての対応は分かりましたが、利用者側に対する説明もされているのでしょうか。

(公園スタジアム課)

はい。行政手続条例の中での取扱いになってくるかと思いますが、そのルールの中で、不許可の説明はされていくものと考えています。

(委員)

先ほど、行為許可の基準についてのやり取りがありました。マニュアルのようなものはあるのでしょうか。個別具体的にということでしたが、ある程度の指針があって、それに基づき指定管理者が検討する、ということにはなっているのでしょうか。

(公園スタジアム課)

先ほど話に出た水着撮影会の際は、当時、全般的なルールというものは定まっていなかったため、指定管理者の方でルールを作成したところ。公園にも色々な施設がありますので、施設ごとに多く利用されているものについては、各指定管理者の方で基準を作って運用しています。

(委員)

公園ごとにルールが異なっているということでしょうか。

(公園スタジアム課)

論理的にはそのようなこともあると思います。例えば、上尾運動公園では非常に運動が盛んなため、そのような利用状況との調和がとれたイベントなのかどうかといった点が他の公園との基準の違いに表れてきたりといったことはあるかと思っています。なお、公園の禁止事項については、埼玉県都市公園条例で定めています。

(委員)

それは、先ほどおっしゃっていた手続きの中で利用者にはきちんと説明し、どのような理由で不許可なのかといったことも説明しているということでもよろしいですか。

(公園スタジアム課)

はい。そのような運営をするようにということで県からも指導しています。

(委員)

続いての質問になりますが、各公園では老朽化が課題になっているかと思っています。上尾運動公園においては漏水が発生している箇所もあり、それが毎年同じ箇所ではないと聞いています。場所が限定されておらず色々な場所で生じているということは、施設自体がかなり老朽化しているかと思いますが、漏水の根本的な要因を老朽化ということだけに一括りにしてしまうと、今後発生しうる漏水を防止できないのではないかと思います。具体的な要因を特定する動きは何かあるのでしょうか。

(公園スタジアム課)

公園施設全体が老朽化している状況です。埼玉県においては県有施設総合管理方針において長寿命化計画を策定することになっており、公園においても長寿命化計画に基づいて長寿命化対策を行っています。ただし、委員からお話がありました設備や水道管などについては、破損の箇所や規模が掴みにくいところがあり、昨今、上尾運動公園に限らずですが、特に地中に埋まっている水道管において漏水などが発生しており、漏水が全体の利用料金に影響を与えて

いるというところもありますので、今後は地中の対策を進めていくことを考えています。現場の管理においては、地面から水が出ているところは察しがつきますが、そうでない部分については途中のバルブを閉めたりといった手法で場所を特定しています。

(委員)

上尾運動公園については、体育館のアリーナの床板に欠けや剥がれがあり、その部分について応急処置を行ったということですが、これもやはり老朽化の影響なのでしょうか。

(公園スタジアム課)

破損の原因としては、老朽化や利用の頻度などが複合的に絡んだものと捉えています。床の破損は、利用者、利用料金、稼働率にも影響を与えることから、応急的に対応しています。

(委員)

床板の破損の具体的な原因は特定できているのでしょうか。

(公園スタジアム課)

細かい原因は特定されていませんが、劣化や、床に圧力をかけて行うスポーツもあるので、そのような稼働状況によるものと捉えています。

(委員)

利用頻度が高ければ高いほど、床面が傷ついたり破損したり又は故意による破損の可能性も生じたりと事情は色々かと思えます。破損の理由が老朽化によるものなのか、利用頻度が高いことによるものなのか、応急処置的に修繕したから安全ということではなく、根本的な原因をきちんと特定しないと後々事故等に繋がる可能性があることを県としてきちんと指定管理者に言っただけであればいいのかなと思えます。先ほどの漏水の件は、八潮市における痛ましい事故もありましたので、単に老朽化ということで片づけてしまうのではなく、きちんと原因を特定し、事故の無いようにしていただければと思います。特に公園は小さいお子さんも使われると思いますので、県としても原因を特定できるようにしていただければと思います。

(公園スタジアム課)

お話をお伺いしまして、特に重要なことは日常の点検かと思いました。現状でも遊具の日常点検などはしていますが、その日常点検を行う中で、委員ご指摘の点も踏まえながら安全な公園にできればと思います。

(委員)

羽生水郷公園の水族館について、非常に観光性の高い水族館をお持ちかと思えますが、一般の公園と同じ評価基準でよいのかと少し違和感がありました。地域経済や観光に対する波及効果といった視点からの評価を今後含めていく予定があるのかどうか、評価基準についてのお考えを聞かせていただきたいと思えます。

(公園スタジアム課)

当水族館に限らず、私ども公園スタジアム課の方では動物園も管理していますので、日本動物園水族館協会が出している動物園や水族館の在り方などを参考に、委員から御指摘いただいた点も踏まえまして、今後、評価ができればと思っています。

② 名栗げんきプラザ

【管理・運営に係る課題等についての説明】

(生涯学習推進課)

当該施設は、集団宿泊活動、自然体験活動等を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習活動の振興に資することを目的として、平成15年に飯能市に設置された施設です。主な施設としては、宿泊室、プレイホール、プラネタリウム館があります。

これまでの管理運営状況として、現指定管理者の過去3か年のモニタリング評価を記載しています。管理運営状況評価については、過去3年間とも総合評価はAでした。

続きまして、現指定管理者の過去3か年の収支の状況です。過去3か年のいずれも収支が赤字となっていますが、これは、当初計画より光熱水費をはじめとする各支出が大きくなったことが原因と考えています。

続きまして、前回の公募選定時の応募者数です。前回の応募者数は1者のみでした。1者のみとなった要因としては、名栗げんきプラザは敷地面積が広いことに加えてプラネタリウム館を有しており、管理に必要な人員の確保が難しいと事業者が判断したことなどが考えられます。

このことや、現指定管理者の管理運営状況を踏まえまして、来年度の公募に際しては、より積極的に関係団体へ情報提供を行うほか、質問受付期間の拡大など、公募のスケジュールについても見直しを検討する予定です。また、次期指定管理者に対しては、特に冬季における利用拡大に向けた事業の企画提案を求めたいと考えており、この点を重視しつつ指定管理者の選定を行ってまいります。

【質疑】

(委員)

名栗げんきプラザ内の各施設の利用状況は、私の概観としては年々上がってきているように見えますが、プラネタリウムだけは波があるというか、あまり伸びていないような気がするのですが、これは何か利用上の制限等があるのでしょうか。

(生涯学習推進課)

プラネタリウムに関しては特に利用の制限はなく、学校利用のほか、一般の方の利用もある状況です。利用の増減に特定の原因があったのかどうかまで私どもの方では掴めていません。

③ (仮称) 埼玉県屋内50m水泳場

【管理・運営に係る課題等についての説明】

(スポーツ振興課)

最初に、施設概要です。設置目的ですが、本施設はアスリートの競技力向上及び県民の体力、健康づくりや水泳をはじめとしたスポーツの普及を目的に設置するものです。現在、建設中で、令和9年7月に川口市内に開業を予定しています。川口市が別途整備する北スポーツセンターと連携して整備を進めており、地域に愛され、多くの県民が訪れる施設を目指しています。主な施設としては、50mプール、飛込プール、25mプールの3つのプールをすべて屋内に備えます。本施設は県内初の日本水泳連盟公認の公営屋内50mプールとして整備しているものです。

次に、令和8年度選定に係る基本方針案です。業務の範囲は、主に施設の運営業務、維持管理業務を委任するものです。選定方法ですが、さきたまプールPFIサービス株式会社を指定管理者として随意指定する予定です。本施設は、PFI方式で整備を行っています。同事業者との契約は、設計から建設、運営、維持管理までを包括して長期的に同一事業者が発注するもので、令和5年度に事業者の公募を行いました。そして、令和6年3月に、同事業者と事業契約を締結しました。同事業者は、前田建設工業株式会社とシンコースポーツ株式会社によって構成されている特別目的会社(SPC)です。指定期間についても、この事業契約に則って、令和9年7月から令和24年3月末までの約15年間とする予定です。運営維持管理は、同事業者の構成員であるシンコースポーツ株式会社が担う予定です。シンコースポーツ株式会社は、令和3年に開業した佐賀県のSAGAアクア、令和7年に開業した宮崎県のパーソルアクアパーク宮崎といった新設の公営水泳場の指定管理を開業時から行っていますので、これらの施設のオープンを成功させたノウハウが本施設においても生かされるものと考えています。

【質疑】

(委員)

選定方法が随意で、かつ長期で15年ということです。競争が働かないため、県として透明性や説明責任をどう担保するか、KPIの設定やレビューをどうするか事前に確認したところ、毎年度の業務開始前に実施計画書の提出を求め、事業者と協議の上で、利用人数や利用満足度などについて適切な数字を設定していく、ということでした。単年度のKPI評価やレビューは当然大事になってくると思いますが、15年という長期に渡る契約ですので、5年なり7～8年といった中間期間を設定した上でのKPI評価やレビューがあってもよいのではないかと思います。この辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

(スポーツ振興課)

委員のおっしゃるとおり、15年という長い契約期間であるため、中長期的な視点を持って考えていくことは非常に重要なことと考えており、毎年度の計画を立て、それについて日報、月報、年度総括報告書という報告を聴取しながらモニタリングしていくことになっています。モニタリングに当たっては、中長期的な視点でもチェックを行っていきたいと考えています。透明性という部分ですと、他の指定管理施設と同様に、毎年度の運営状況評価を県のHPで公開し、透明性を確保していきたいと考えています。

(委員)

もう1点、別角度からの質問になりますが、長期修繕計画に基づき、本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新については、事業者を実施してもらうことになっていると事前にお聞きしました。事業期間内の大規模修繕は想定しておらず、一方で必要な修繕・更新は全て事業者負担で実施することになるのかと思いますが、大規模修繕の定義や想定外の劣化など異常が発生した時の対応については契約上でどのように考えているのでしょうか。

(スポーツ振興課)

要求水準書においては、本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新は、規模の大小に関わらず事業者が実施することとしています。大規模修繕がどのようなものか申しますと、建物の老朽化に伴い一時的に建物の機能を停止する工事、と定義しています。大規模修繕が発生しないよう、必要な修繕・更新を事業者を実施していただくものと整理しています。

(委員)

今の御説明によると、将来のリスク分担の考え方は、県と事業者の間で丁寧に整理されていると理解してよいでしょうか。

(スポーツ振興課)

大規模修繕が生じないように事業者の方で必要な修繕・更新を行い、必要な費用等は事業者が負担することになっています。この修繕・更新については、既に事業者から提案してもらっており、必要な費用も見込んでもらっています。

(委員)

土地は川口市から使用貸借を受けるということですが、整地した後に土地による不具合が生じた場合、責任の所在をどうするかは川口市と明確に取り決めをしていないということですが、これから取り決めを行うということでしょうか。

(スポーツ振興課)

土地による不具合が生じた場合は、基本的には状況に応じて川口市と都度協議することになります。また、事業者との契約書においては、第三者に損害を及ぼした時には基本的には事業者が責任を負い、その損害が県の責めに帰すべき事由によるもの場合は県の責任ということで整理しています。

(委員)

状況に応じてということですが、緊急事態が生じた場合など色々なケースが考え得ると思

いますが、そこまでは詰めていないということでしょうか。

(スポーツ振興課)

先ほども申し上げましたが、第三者に損害を及ぼしたときは事業者が責任を負い、その損害が県の責めに帰すべき事由による場合は県の責任というのが基本的な契約の整理です。それ以外の事態が生じた時は、県と川口市においては協定書に基づき協議を行っていくという整理です。

(委員)

事業者とは、どの事業者を指していますか。

(スポーツ振興課)

今回、PFI事業で進めていますので、先ほど御説明申し上げたSPCです。この県とSPCとの事業契約書で、第三者に損害を及ぼした場合は、このSPCが責任を負うというのが基本的な整理となっています。

(委員)

完成後は、事業者が建物を所有し続けるのではなく、所有権が県に移転するんですね。

(スポーツ振興課)

はい。建物の所有権は県に移転します。

(委員)

土地は、川口市の所有のままということでしたよね。

(スポーツ振興課)

はい。川口市から設置管理許可を受けることになっています。

(委員)

法律上では、使用貸借、無償で貸してもらうということになると思いますが、その時に、土地の所有権がまだ川口市にあるので、建物は県、土地は川口市という中で、土地に不具合が生じたときにどのようにするかというのは、先ほどおっしゃっていたとおり、その都度、川口市と県との間で協議する整理になっていて、責任の所在などはまだ明確に定めていないという理解で宜しいでしょうか。

(スポーツ振興課)

おっしゃる通りです。

(委員)

これから計画は進んでいくわけですが、その上で話し合いの中で明確にしていくということではなく、このまま走り出してしまうということでしょうか。今はもう、これから協定の内容を詰めていく段階ではなくて、問題が発生した時に都度協議するという内容についてはもう変わらないということでしょうか。

(スポーツ振興課)

協定については、元々事業のスタートの時点で事業者と協議を行った上で、整地等も含めて締結しています。基本的にはその協定に基づいて、この土地の取扱いを整理しています。

(委員)

今後、川口市と協議して整理を進めていくということでしょうか。

(スポーツ振興課)

現段階で、見直しを行うスケジュールが定まっているわけではありませんが、今後必要に応じて川口市と見直し等も行っていくものと考えています。

(6) 意見交換

【会議総括、指定管理者制度全般に対する意見等】

(委員)

現行の評価項目は、適正な管理運営状況の確認として有効に機能しているものと理解していますが、一方、施設の価値向上や地域社会への影響といった観点については、評価表のみでの把握が難しい側面もあると考えます。これらの点について、どのような方法によって補足的な把握をし、次期選定や運営改善に反映させているのか、考えをお示してください。

(行政・デジタル改革課)

例えば、自主事業の実施状況や利用者満足度などは、定量的に把握して管理目標として位置付けているところですが、一方で、委員から御発言のあったように定量的には測れない部分も正にそのようなところかと思しますので、例えば利用者アンケートであったり、施設の利用団体にヒアリングを行うなどして実態を把握し、問題がある場合には、随時、県から指定管理者に指導を行っている状況です。そうした指導の内容については、次期指定管理者の選定や運営改善に反映されているかを適切に確認していく形になろうかと思います。

(委員)

そのちょっとした手間が非常に重要なところだと思いますので、よろしくお願いします。

(委員)

評価項目についてですが、恐らく評価項目の内容は、指定管理者の選定においてもこの項目を選定基準や仕様の一つに含めると思いますが、今まで選定等に携わった経験から申し上げると、事業者によって評価項目の理解度や解釈度に差があるように感じています。例えば、「平等利用」については、今回の対象施設では料金体系などのことを述べていますが、中にはバリアフリーなども含めて触れるなど、受け止める事業者によって千差万別になってしまう部分があるかと思えます。あまり細かくしても汎用性に欠けてしまうかもしれませんが、もう少し細かく示唆するようなことがあってもいいのかなと感じました。

また、2点目になりますが、先ほどもお話しましたが、公共の福祉を阻害するおそれがある場合の基準はそれぞれの指定管理者にお任せになっている状況をお聞きしましたが、何かあったときにその反応は県に帰ってきてしまうと思しますので、ある程度は県の方で指針などを備えておいた方がいいのではないかと感じました。

(行政・デジタル改革課)

いただいた御意見については、事務局の方で精査し、反映できるところは随時反映させていきたいと思います。

(7) 閉会